

奈良県告示第二百十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定に基づき次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、次のとおり告示する。

平成三十年十月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 名称 生疏里特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 奈良市生疏里町の市道東部第五八号線と市道東部第六一号線との交点を起点とし、同所から市道東部第五八号線を南西進し、南東進し、及び南進し、同市道の終点に至り、同所から南進し、尾根に至り、同尾根を西進し、芳山から北にのびる尾根に至り、同所から同尾根を北進し、標高四一九・七メートルの三角点に至り、同所から谷沿いに東進し、及び北東進し、草竹コンクリート工業株式会社奈良工場の南西端で国道三六九号と合流し、同所から同国道を東進し、新奈良ゴルフ倶楽部の境界に至り、同所から同境界沿いに北東進し、南東進し、及び東進し、県道須山西狭川線と市道東部第五〇号線との交点に至り、同所から同県道を南西進し、国道三六九号と合流し、同所から同国道を一〇〇メートル西進し、同所から農道を南西進し、ゴルフ場管理道の入り口に至り、同所から新奈良ゴルフ倶楽部の境界沿いに西進し、及び北進し、起点の真東の地点に至り、同所から西進して起点に至る一円の区域（別紙第一図の表示区域）

三 存続期間 平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

一 名称 ディアパークゴルフクラブ特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 ディアパークゴルフクラブゴルフ場の敷地（別紙第二図の表示区域）

三 存続期間 平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

一 名称 奈良柳生カントリークラブ特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 奈良市大柳生町の主要地方道天理加茂木津線と市道東部第二六号線との交点を起点とし、同所から同市道を北東進し、市道東部第一六四号線との交点に至り、同所から同市道を北西進し、市道東部第二四号線との交点に至り、同所から同市道東部第一六四号線を三〇〇メートル北進した地点に至り、同所から同市

道を一六〇メートル北西進し、農道との交点に至り、同所から同農道を四三〇メートル北西進し、市道東部第一一〇号線との交点に至り、同所から同市道を北西進し、市道東部第一〇七号線との交点に至り、同所から同市道を九〇〇メートル北東進し、農道との交点に至り、同農道を一八〇メートル東北東進し、市道東部第一〇六号線との交点に至り、同所から同市道を南東進し、市道東部第一六七号線との交点に至り、同所から同市道を東南東進し、市道阪原大柳生線との交点に至り、同所から同市道を南西進し、同市道の終点に至り、同所から農道を四八〇メートル西進し、主要地方道天理加茂木津線との交点に至り、同所から同主要地方道を北西進して起点に至る一円の区域（別紙第三図の表示区域）

三 存続期間 平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

一 名称 宇陀カントリークラブゴルフ場特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 宇陀市榛原比布地内の市道比布春日線と県道榛原菟田野御杖線との交点を起点とし、同所から県道榛原菟田野御杖線を南東進し、市道塚脇母里線との交点に至り、同所から同市道を南西進し、市道塚脇垣内一号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し、市道春日藤井線との交点に至り、同所から同市道を北進し、市道岩室小附本線との交点に至り、同所から市道春日野依線を二四〇メートル北進し、耕作道路との交点に至り、同所から耕作道路を東進し、宇陀カントリークラブゴルフ場との境界に至り、同所から宇陀カントリークラブゴルフ場との境界を北東進し、及び南東進し、市道比布春日線との交点に至り、同所から同市道を北東進して起点に至る一円の区域（別紙第四図の表示区域）

三 存続期間 平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

一 名称 阿騎野ゴルフ倶楽部ゴルフ場特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 宇陀市大宇陀山口の市道白鳥居山口線と耕作道路との交点を起点とし、同市道を南進し、及び東進し、同市道と市道田原白鳥居線との交点に至り、同所から同市道を南西進し、市道栗野田原線との交点に至り、同所から同市道を北西進し、及び南西進し、国道三七〇号との交点に至り、同所から同国道を北進し、

関戸峠に至り、同所から阿騎野ゴルフ倶楽部ゴルフ場の境界を東進して起点に至る一円の区域（別紙第五図の表示区域）

三 存続期間 平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

一 名称 水泥特定猟具使用禁止区域（銃）

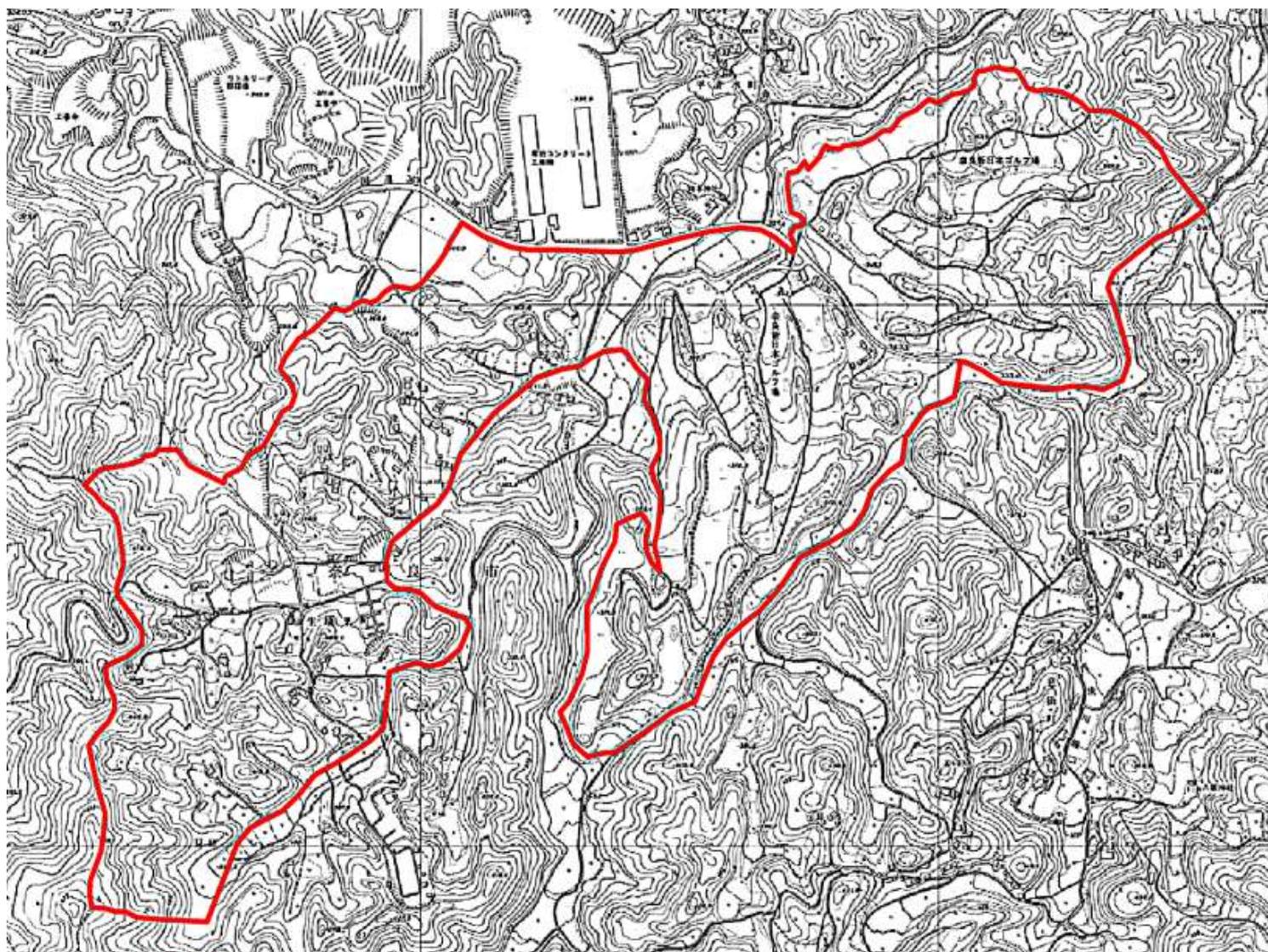
二 区域 御所市水泥の谷山橋を起点に朝町川に沿って東進し、曾我川との合流点に達し、同所水泥橋から曾我川に沿って南進し、J R和歌山線の鉄橋との交点に至り、同所からJ R和歌山線の軌道に沿って南進し、曾我川との交点の鉄橋に至り、同所から山沿いに西進し、ため池の上部に至り、同所から北西進し、次の谷のため池の上部に至り、同所から北進し、次の谷のため池の上部に至り、同所から北東進して起点に至る一円の区域（別紙第六図の表示区域）

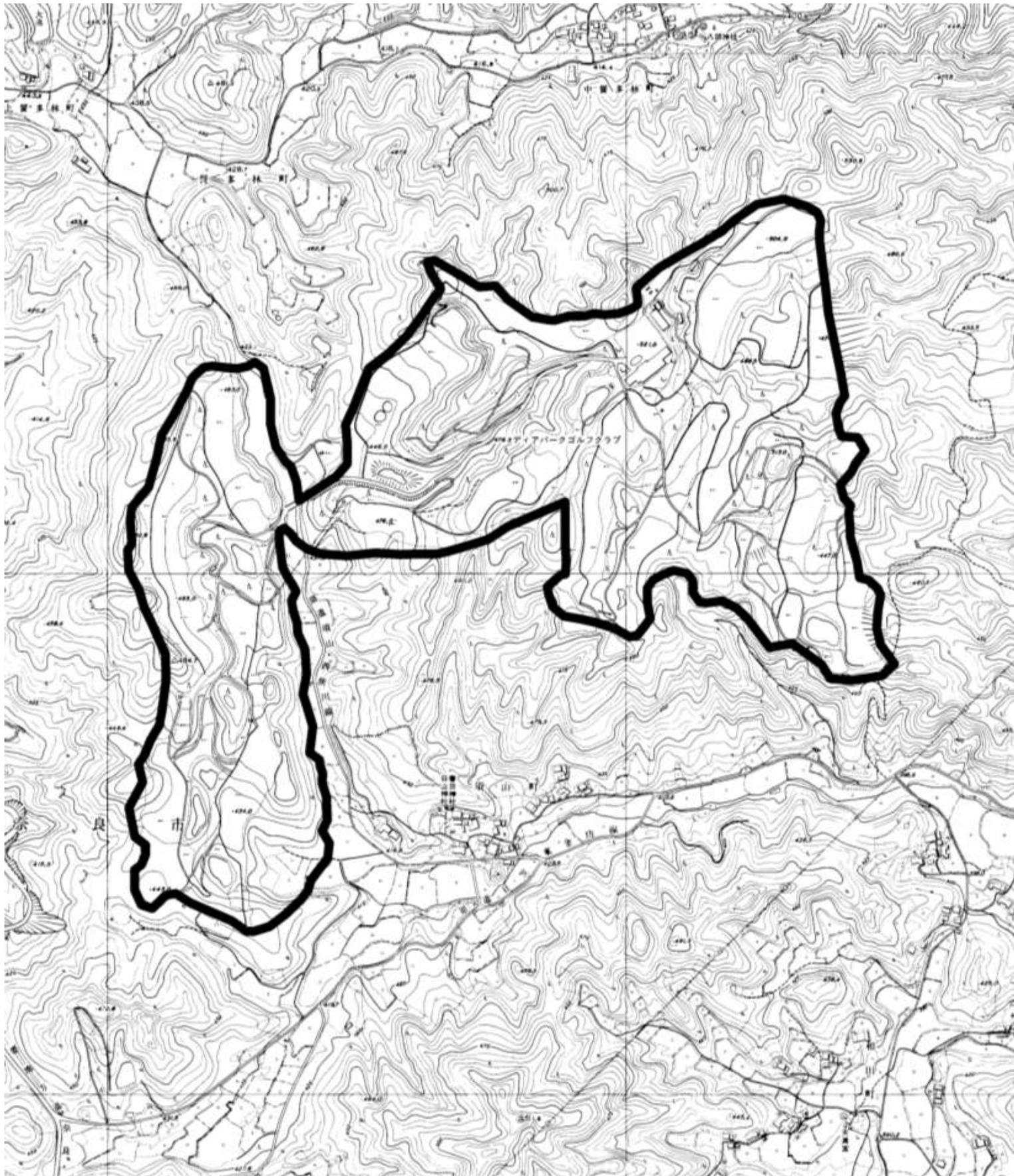
三 存続期間 平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

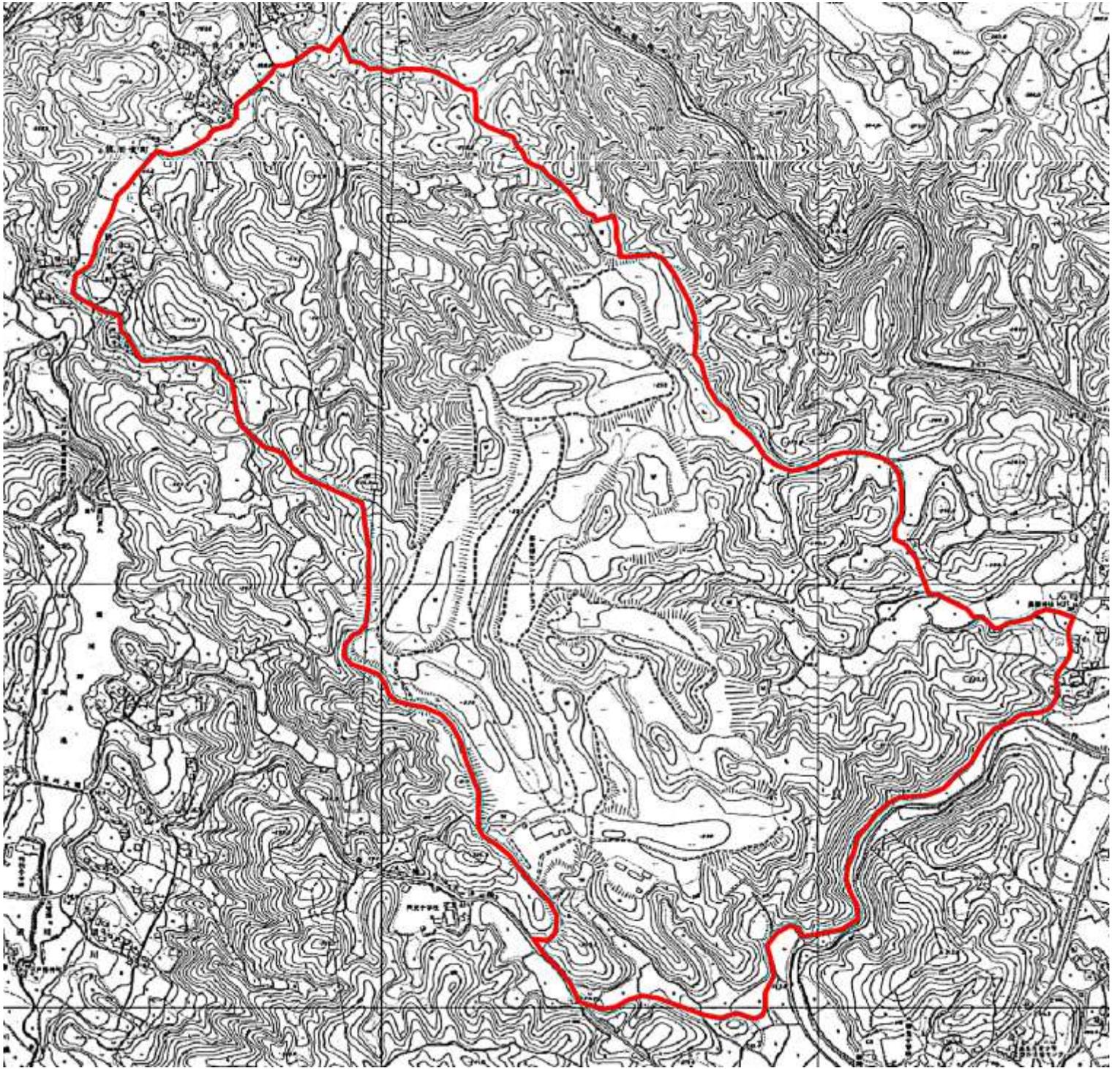
一 名称 新田特定猟具使用禁止区域（銃）

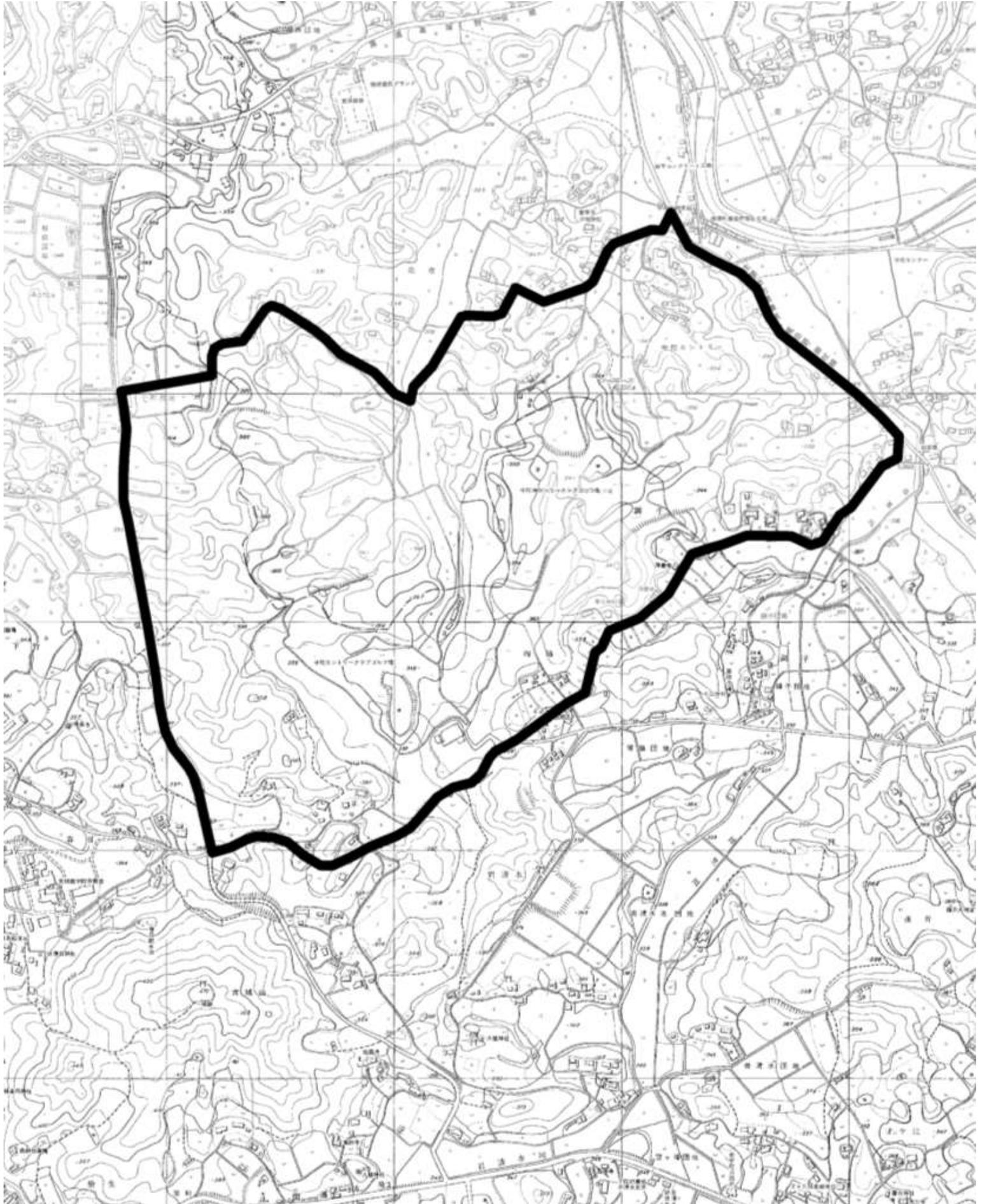
二 区域 御所市の近鉄薬水駅西五〇メートルの曾我川を起点とし、近鉄吉野線に沿って南進し、新田口橋に至り、同所から県道五條高取線に沿って南進し、通称一本松に至り、同所から北西進し、市道新田五百家線と林道麦谷線の合流点に至り、同所から東進して起点に至る一円の区域（別紙第七図の表示区域）

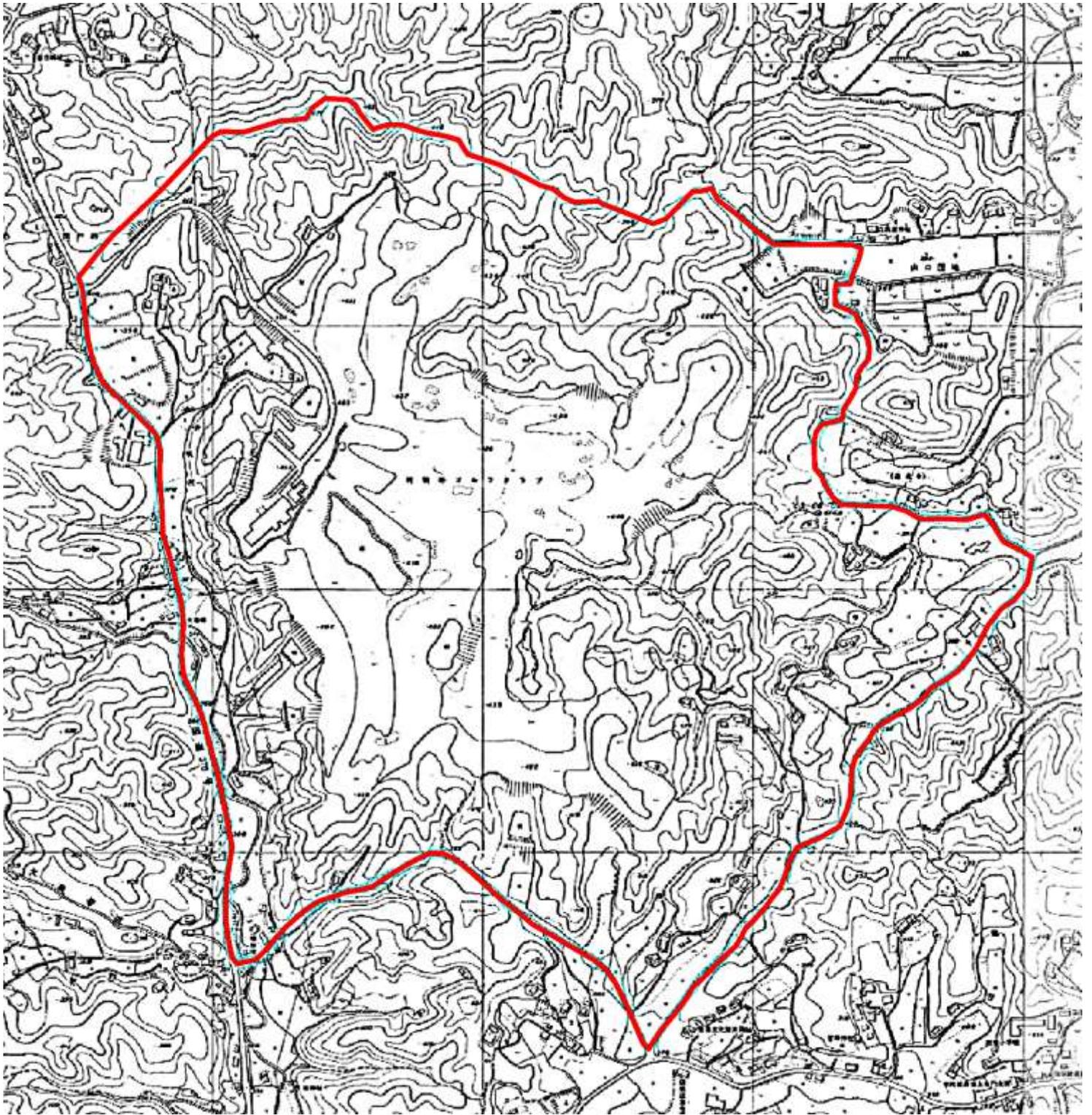
三 存続期間 平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

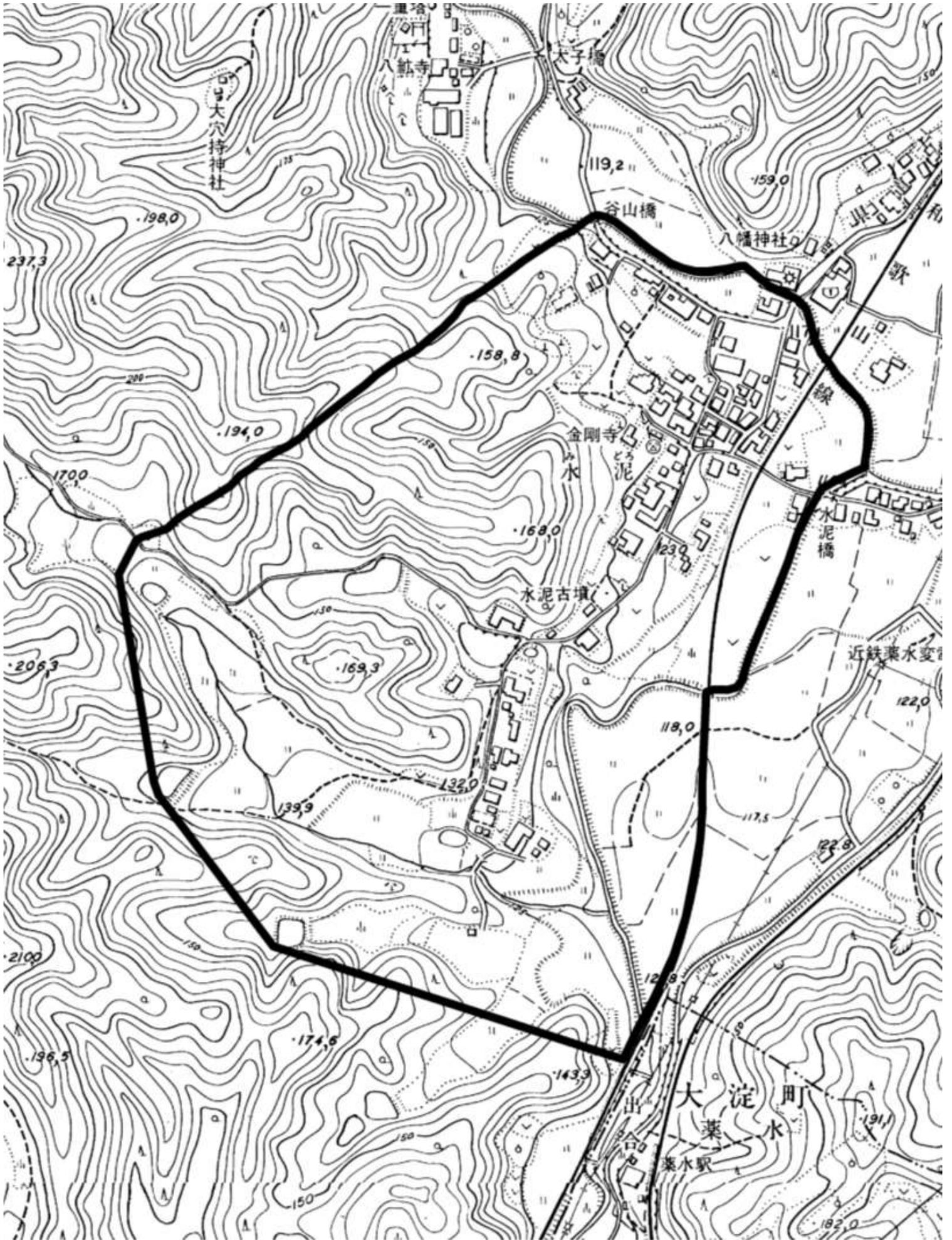












別紙第七図

新田特定猟具使用禁止区域(銃)

